

練馬区告示第 **324** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域を
つぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年6月22日から起算して15日間、本区土木部管理課
において一般の縦覧に供する。

令和8年6月22日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
21-206	練馬区	下石神井 三丁目 642番 8地先 から	変更前	5.54	32.22	—
			変更後	6.02	32.22	15.53

特別区道路線区域変更図

下石神井 三丁目 地内

縮尺 600分の1

- 特別区道
- 区域変更による道路

